

事 務 連 絡
令和6年(2024年)12月19日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会 御中

山口県環境生活部
廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物指導班

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関するお知らせ

平素から本県の産業廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月から施行されました。

盛土規制法では、県知事が、宅地等における盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定（本県では、令和7年4月1日指定）することとし、規制区域内で盛土等に関する工事を行う場合には、県知事の許可又は県知事に対する届出が必要になることから（別添チラシ参照）、貴協会会員への周知についてよろしくお願ひします。

なお、盛土規制法に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

	担当部署	電話連絡先
宅地造成等工事規制区域に関すること	山口県土木建築部 建築指導課	083-933-3866
特定盛土等規制区域に関すること	山口県農林水産部 森林整備課	083-933-3480

注) 規制区域の詳細図については、山口県オープンデータマップから確認できます。

(山口県ホームページ : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/209830.html>)